



かわち

# 議会だより

第209号

平成 28年 5月 1日  
発行 川内村議会事務局  
TEL (0240)38-3803



▲ショッピングセンター「YO-TASHI」のオープンセレモニー

～次の定例議会は6月に開かれます～

お気軽に傍聴ください（定員30名です）。

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨げたりしないこと。

帽子、外とうなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

\*傍聴されたい方は議会事務局にお申し出下さい。

# 平成27年度補正予算、 平成28年度予算、条例改正など33議案が可決成立

平成28年 第1回定例会  
3月7日から10日まで開催

平成28年第1回議会定例会は、平成28年3月7日から10日までの日程で開催された。今定例会では、平成27年度各会計補正予算7件・平成28年度予算7件・条例廃止、改正及び制定議案17件・契約締結議案1件・計画策定議案1件の33議案と議員発議1件を原案通り可決しました。

## 可決された主な議案

### ◆平成27年度川内村一般会計補正予算(第12号)

既定の歳入歳出予算の総額に6,734万円6千円を減額し、予算の総額を114億4,756万円とした。

### ◆平成27年度川内村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)

既定の歳入歳出予算の総額に4,058万7千円を増額し、予算の総額を8億9,784万3千円とした。

### ◆平成27年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)

既定の歳入歳出予算の総額に53万3千円を増額し、予算の総額を1億5,862万円とした。

### ◆平成27年度川内村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

既定の歳入歳出予算の総額に595万9千円を減額し、予算の総額を9,703万7千円とした。

### ◆平成27年度川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)

既定の歳入歳出予算の総額に1,563万2千円を減額し、予算の総額を4億7,300万円とした。

### ◆平成27年度川内村介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)

既定の歳入歳出予算の総額に51万5千円を減額し、予算の総額を107万2千円とした。

### ◆平成27年度川内村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

既定の歳入歳出予算の総額に139万6千円を増額し、予算の総額を7,278万6千円とした。

### ◆一般の任期付職員の採用に関する条例を廃止する条例

### ◆川内村暴力団排除条例の一部を改正する条例

### ◆議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

### ◆村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

### ◆職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### ◆特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

### ◆川内村税条例の一部を改正する条例

## 可決された主な議案

- ◆川内村行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- ◆川内村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- ◆川内村道路占用料徴収条例の一部を改定する条例
- ◆川内村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- ◆職員の退職管理に関する条例の制定
- ◆一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定
- ◆行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- ◆川内村行政不服審査会条例の制定
- ◆川内村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定
- ◆平成28年度東日本大震災等による被災者に対する村税等の減免に関する条例の制定
- ◆工事請負変更契約の締結について（村民プール等周辺施設改修工事）
- ◆川内村過疎地域自立促進市町村計画の策定
- ◆平成28年度川内村一般会計予算  
予算額を75億6,600万円と定めた。  
主な歳出は、工業団地整備事業費に6億4千万円、コメ備蓄倉庫整備事業費に7億4千万円、総合グラウンド改修事業費に1億6,500万円、一人親世帯に移住してもらふ補助事業に580万円など。
- ◆平成28年度川内村国民健康保険事業勘定特別会計予算  
予算額を7億785万2千円と定めた。
- ◆平成28年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算  
予算額を1億4,242万7千円と定めた。
- ◆平成28年度川内村農業集落排水事業特別会計予算  
予算額を1億1,490万6千円と定めた。
- ◆平成28年度川内村介護保険事業勘定特別会計予算  
予算額を5億710万3千円と定めた。
- ◆平成28年度川内村介護サービス事業勘定特別会計予算  
予算額を142万9千円と定めた。
- ◆平成28年度川内村後期高齢者医療特別会計予算  
予算額を7056万8千円と定めた。



## 田ノ入工業団地及び商業施設について

田ノ入工業団地造成事業は、平成26年度から福島再生加速化交付金事業により進めて参りました。これまで、測量設計業務委託や用地取得、開発行為の許可協議、放射線量調査等を実施し、また敷地内の立木等の処分方法及び入札方法等を検討して参りましたが、ようやく工事発注の運びとなり、先月開催されました、第2回臨時議会において、工事請負契約の議決をいただいたところでございます。

今後は、本村に進出される企業の早期操業のため、請負業者との綿密な打ち合わせを行い、スピード感をもって工事を進めていきたいと考えております。また、複合商業施設ショッピングセンター「Y OUTHASHI」の建築工事でありますが、去る2月24日付けで工事完成届があり、翌25日に設計図書に基づく工事

竣工検査を経て、2月29日に株式会社ニーズから引き渡しを受けたところでございます。

議会の皆様をはじめ各関係機関のご支援、協力を得て、ようやく完成することができました。帰還された村民が生活するに欠かせない、日用品や生鮮食料品の調達などが身近でできることは本當にうれしいことであります。この施設が地域コミュニティの場として、復興の核となることを期待しております。オープンセレモニーは3月15日午前10時から当該施設において開催いたしますので、万障繰り合わせの上、ご参加賜りますようお願いいたします。なお、セレモニー終了後、併せて田ノ入工業団地造成工事の安全祈願祭を予定しておりますので、ご参加の程よろしく願います。

## 生活道路の整備状況について

住民帰還に向けたインフラ

の復旧を進めるため、避難区域等帰還・加速化交付金等を活用し、村道の舗装補修工事平成25年度から実施して参りましたが、平成27年度計画分につきましては、村道田ノ入・貝ノ坂線等10路線の整備が完了、更には震災前から着工した村道小塚・日山線は、震災の影響によりしばらく休工しましたが、本年度に改良舗装工事が完了し、道路の安全性が保たれ、地域住民の生活道路として有効に機能しております。

## 国への要望活動について

本村住民の生活圏は、大半が浜地域の市町村に依存しておりますが、原発事故により生活圏が、中通り方部に変わったことから、小野・富岡線や富岡・大越線は交通量が激増状況にあります。特に小野・富岡線の延長になる吉間田・滝根線は、幅員が狭く、急勾配、且つ、見通しの悪い道路状況から、県や関係機関の働きかけにより、ふくしま復興再生道路として位置づけ

され、速やかに整備されることになっておりますが、一層復興を加速するため、道路改良工事を、国の直轄権限による代行事業として採択を求めるとして、去る2月12日、沿線市町村長と共に、国土交通省および復興省に要望して参りました。当日は、石井国土交通大臣、高木復興大臣の両大臣と直接面談となり、道路の現状と要望の趣旨にご理解を賜り、大いに期待が持てる要望活動となりました。また、1月4日、自由民主党福島県支部連合会や、福島県知事、市町村、関係団体と共に、丸川環境大臣に「福島復興・創生に向けた緊急要望」を実施いたしました。要望の趣旨といたしましては、森林の放射性物質対策に関する技術的・実践的課題は、未だに解決されず、林業関係者はもとより、県民の不安の根本的な解消、更には、住民の帰還意思の大きな決定要因となる森林の除染方針についても具体的に示されない現状から、「森林における放射性物質対策」や、「森林除染の方針、放射性物

質の流出防止対策」、「森林林業の再生と労働者の安全対策について」など7項目について、福島の一日も早い復興・再生のため、確実な取組を進めるよう求めて参りました。国では、復興庁や、環境省、農林水産省が連携した対策により、除染や林業再生対策を組み合わせ、具体的な施策をまとめ、今月開催する合同会議で公表するとされております。

## まち・ひと・しごと創生法について

平成26年11月28日に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、全国の自治体に対し、各自治体の将来の人口動向を踏まえた特色のある各種施策事業を掲げた自治体版総合戦略を策定することが定められました。その後、議員の皆さまに対し報告させて頂き、今年度において、村職員による検討会や有識者による策定委員会を設置し、今後の政策指針を定めるため、村民の帰還等の状況を踏まえた人口動向等を基にした総合戦

略の策定を依頼しました。過日、村に対し「川内村版総合戦略」の提示を頂きました。その内容を踏まえ、今後の行政運営を図って参りたいと考えております。議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと考えます。また、地方創生事業の一環として、村産品の販路拡大を図るため、「ブランドロゴマーク」の一般公募を行い、過日、専門家による審査委員会において、ロゴマークを選定しております。今後は生産者や販売者の方々のご意見を踏まえ、活用して参りたいと考えております。

### 再生可能エネルギーの状況について

村では、原子力災害後に再生可能エネルギーの普及促進のため太陽光発電事業等を推進しており、現在、村内ではユーラスエナジー株式会社、シャープ株式会社、福島ミドリ安全株式会社、福島ミドリ安全株式会社の3事業者が建設を進め、うち2事業者が運転を開始しております。残る一社も、本年7月頃から運転を開始

することの報告を受けております。また、県より風況調査への協力依頼があり、現在調査中ではありますが、風力発電事業については、村民皆さまのご意向を伺い適正に判断して参りたいと考えております。

### 避難指示解除準備区域における準備宿泊の延長について

本年1月23日には、避難指示解除準備区域における準備宿泊が終了することに伴い、避難指示区域の住民の方々との準備宿泊の延長を説明する国による懇談会を開催し、避難指示解除準備区域を解除するまでの間延長するとの説明がありました。現在、村では、有識者による検証委員会を立ち上げ、避難区域をはじめとした村全域の検証を進めております。避難指示区域の検証については、今月を目安に中間報告を頂くこととしており、28年6月末には村全域の検証結果の報告を頂くことをお願いしております。

す。区域の見直しについては、検証委員会での結果を踏まえ、国と協議して参りたいと考えております。

### 除染事業の進捗状況について

本村の除染事業は平成23年9月に「川内村除染実施計画」が策定され、実施計画に基づき除染作業に取り組みで参りました。これまでの除染実績といたしましては、住宅が1,070世帯、公共施設20箇所、道路245km、墓地22箇所、防火水

槽23箇所、大規模事業所6箇所、通信施設19箇所及び農地除染570haが完了しております。現在、取り組んでおります除染作業といしまして、「生活圏に隣接した森林」として、「農地周り森林除染」を実施しており、本年度は第5区、6区、7区の下川内方部676.72haを作業中でありますが、ほぼ完了しております。また、上川内方部「農地周り森林除染」につきましては、昨年12月に2区、3区、

4区地区81.49haを12億1284万円が発注しておりますが、事業量が多いため、予算の繰越を予定しております。残る第1区地区の「農地周り森林除染」150ha及び「林縁部残渣物除去」5haにつきましては、新年度予算で16億円を計上しております。

平成28年度は除染開始から5年目を迎えます。今後も「除染実施計画」に従い、住民の安全安心の確保のため取り組んでまいります。

## 教育委員会関係行政報告

主要事業の進捗についてご報告申し上げます。

室内型村民プール施設整備事業本体工事については、1月28日に施設に係る関係機関の検査を終え、1月29日に引き渡しを受けております。これに関連する村民プール等周辺施設改修整備工事については、前回報告のとおり平成28年度に繰り越すこととしております。

小学校グラウンド整備事業については1月15日、保育園暖房設備改修事業は2月17日、村民体育センター改修工事は2月22日にそれぞれ竣工して引き渡しを受けております。

室内型村民プールについては、平成25年11月7日の議会臨時会に先立つ全員協議会で事業内容を説明申し上げ、既設プールの解体費

とともに地質調査費及び基本実施設計業務委託費に係る補正予算の承認を得て着手したものであります。以後、村民有識者による村民プール建設検討委員会を設置して、設計に村民の意向を反映させるとともに、平成26年12月に丸川建設株式会社と本体工事請負契約を締結して着工、平成27年9月に村民プール設置条例を

# 一般質問

7名の議員が村の考えを質す

制定するとともに指定管理者業務基準、同募集要項及び同審議会規則を制定し、これらに基づいて11月に審議会の答申を受けて、12月の定例会で株式会社フクシ・エンタープライズ 代表取締役 福土昌氏を指定管理者として指定することの議決を受けるとして一連の事務を進めてまいりました。

本定例会において、指定管理料に係る平成28年度当初予算のご審議をお願いし、その後指定管理者と村民プールの管理運営に関する基本協定及び年度別協定を締結して、4月3日にオープンさせたく準備を進めているところでございます。着手からオープンまで2年5カ月を要することになります。この間議員各位には施設整備に係るご理解と数々のご指導を賜ってきたことに心から感謝を申し上げます。オープン後は、指定管理者と密接に連携して安全管理を徹底させるとともに、コンセプトである村民の健康保持と出会いの場の提供に努力してまいる所存でございます。4月30日に予定している川内の

郷かえるマラソン大会については、先の臨時会において今年度に要する経費を補正して準備を進めてきたところ、3月4日現在のエントリー者は950名を越え、これに村民ミニマラソン参加者が加わることとなります。今月末で参加申し込みを締め切つて、4月24日にはコースのウォーキングを兼ねたクリリーンアップ、29日にはゲストラナーを交えて村内及び避難児童生徒の再会と交流の場を設定し、更には関係者のおもてなし講座等も開催いたします。村民が一体となつて参加者の満足度向上を図り、当初の目的であるスポーツ振興と地域振興、さらには村の後継者育成等につなげてまいる所存でございます。平成28年度当初予算にはこれら必要経費を計上しておりますので、議員各位のご理解とご支援方よろしくお願い申し上げます。最後にになりましたが、今年度の教育行政執行に格別のご理解とご協力をたまりましたことに重ねてお礼を申し上げます。教育関係の行政報告と致します。

## 一般質問の内容

通告順	議員	質問事項
1	井出剛弘	1. 賠償格差是正について 2. 農業商業の支援対策について
2	新妻幸子	1. ふるさと納税について ①ふるさと納税の実績 ②ふるさと納税の目標と今後の取り組み ③ふるさと納税の返礼品
3	坪井利之	1. 子供たちが安心して遊べる場所の確保について 2. 多目的屋内運動場の整備について 3. 子供たちの教育に関する支援について
4	井出茂	1. 平成28年度当初予算の編成について ①予算編成において終始一貫した理念 ②平成28年度の予算編成の特筆すべき重点事業は何か?
5	久保田裕樹	1. 川内村火葬場使用料助成金交付要綱の見直しについて
6	志田篤	1. 村長の政治姿勢、教育長の基本認識について 2. 選挙管理委員会委員長の基本認識について 3. 教育長の基本姿勢について 4. 村長の原発事故、損害賠償についての基本認識、政治姿勢について
7	松本勝夫	1. 川内村火葬場使用料助成金交付要綱の見直しについて

※今回の一般質問は、一問一答方式で行われ質問者の持ち時間は40分以内で、納得いくまで質問、答弁が繰り返し行われました。



井出剛弘 議員

## 質

賠償格差は正について  
村当局や議会も国、県及

び関係機関に格差是正の要望に努めているところですが、旧緊急時避難準備区域の金銭的追加賠償を求めるとは、非常に困難と思われる。そこで、何らかの財源措置を講じていただき、地域住民同士がコミュニティのとれる、新しい村づくりのための具体的な支援策の考えがあるか。

## 答

昨年の定例議会において他の議員からも何度もご質問を受けており、私としても極めて重要な問題であることは十分承知しております。議員もご承知のとおり、平成27年5月29日、与党から復興加速化に向けた第5次の

提言が政府に提出されました。この第5次提言では、避難指示解除準備区域、居住制限区域における精神的損害賠償については、早期に避難指示を解除した場合においても、解除の時期に関わらず、原発事故から6年後に解除する場合と同等の支払いを東京電力が行うよう、国が適切に指導することとし、平成30年3月まで賠償の継続を求めています。この提言は一定の評価はできるものではありましたが、原発事故によって村内の全域で損害を被っているにもかかわらず、20キロ圏の内外で賠償の住民格差がさらに拡大してしまう内容であったため、住民感情もより複雑になり、20キロラインを境にして、区域も住民の心も分断され、コミュニティの崩壊がさらに進むといった新たな問題が顕在化していること認識しております。しかしながら、議員もご認識されているとおり、旧緊急時避難準備区域について、賠償指針によって統一見解を求めるものは難しいものと思われまます。このため、村では、

賠償の是正格差、帰還促進、生活支援という三つの目的を達成するために、村の財源を使って、平成26年から20キロ圏外の村民を対象に、一人につき10万円の地域復興券を発行いたしました。また、これまで私も議会も国、県及び関係機関に対して、20キロ圏内外の格差が埋まるような生活支援制度の創設や村が帰村への取組に要した費用の財政支援、併せて解除に伴い帰村した住民への新たな生活支援を強く要望して参りました。具体的には、昨年9月の定例議会以降、国に対しては、10月2日に広野町長と共同で原子力災害現地対策本部に緊急要望という形で、そして、10月21日には若松復興副大臣、同月23日には高木復興副大臣、11月2日には長島復興副大臣が来庁された機会に私から要望書を手渡し格差是正について強く要望いたしました。また、高木経済産業副大臣とは、10月27日の村役場における意見交換会や、11月17日の福島相双復興官民協議会及び原子力被災12市町村等との意見交換会の場において、賠償格差を是正するための支援のあり方などについて議論をいたしました。これらの

我々の要望活動の甲斐もあり、国においては、被災12市町村の住民帰還や事業者の事業再開を後押しする取組に関して、平成27年度補正予算で72億円（基金）を確保し、福島県に造成された基金から市町村へ交付金を交付することにしております。また、福島県においては被災12市町村に対する支援事業費として、平成28年度当初予算案に33億9800万円を計上し、このうち、緊急時避難準備区域が設けられた田村、南相馬、広野、川内4市町村の住民の早期帰還と生活再建のために5億円ずつを交付することにしております。これらの財源の使い方につきましては、県の指示も踏まえ、議会ともよく相談しながら、有効かつ適切に活用していきたいと考えております。例えば、地域復興券のような、個人に裨益するような仕組みも必要ではないかと考えておりますが、村としては、今後とも賠償格差の是正のために何ができるのか、議会をはじめ、国や県とも一緒に知恵を絞ってまいります。議員におかれましては、具体的な方策やお考えがありましたら、ぜひお聞かせ願いたいと存じます。私は常々申し上げておりますが、村が復興するために一番大切なことは、住

## 7名の議員が村の考えを質す

## 一般質問

# 一般質問

## 7名の議員が村の考えを質す

民と住民との信頼関係、住民と行政との信頼関係を築き、まさに議員がおつしやられた地域住民同士がコミュニケーションのとれる、新しい村づくりを進めていくことです。このために、28年度予算案には、

多種多様な支援措置を講じております。これらの支援策を最大限に活用して、議会のご協力も得ながら、住民が安心して暮らせる、新しい村づくりを一生懸命に進めてまいります。

### 質 農業商業の支援対策について

平成27年の水稲作付面積は195ヘクタールで震災前の70パーセントまで回復してきております。これは、農家の皆様が農業再生に積極的に取り組んでいることと、村当局の支援体制がしっかりと農家へ浸透している結果だと思えます。しかし、村内の商店は、震災後、地域活性化を図るため、店を再開し日々努力されておりますが、周辺住民が村外への避難生活によって、商店周辺の環境が変化

し、震災前に戻れないことも現実です。そこで、農業商業の再生なくして川内村の復興なしと考えますが、今後の農業商業支援策について。

### 答

震災前、村内で商店等の小売業を営んでおられた方は、29事業所がありました。井出議員のご指摘のとおり、原発事故の避難等によりまして、現在、再開されている小売業さんは19事業所に留まっております。これまでの事業所に対する支援でございますが、平成26年度から帰村者支援金として地元商店等で利用できる地域振興券の発行を行い、また、本年度は国の地方創生事業を活用したプレミアム商品券3,000セットを発行し、地元での消費拡大の支援を行って参りました。また、ハード面に関しては、地元での事業再開のため「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」による被災した施設改修などの申請事務を商工会が窓口となり改修工事等を実施しております。

なお、平成27年度からは従前の施設等への復旧に加え、新分野の需要開拓を見据えた新たな取組の実施も可能となり、随時募集している状況であります。また、昨年8月には国による「福島相双復興官民合同チーム」が創設されました。この組織は、国・県・民間企業からなる合同チームであり、事業者の営業再開に向けた支援のため、対象事業者の方々を個別に訪問しながら課題を把握し、事業再建計画の支援活動を行うもので、2月末の段階で、村内の事業者を訪問された数は34事業所となっております。

次に農業に関する支援ですが、営業再開支援事業については平成25年度から実施して参りましたが、引き続き「放射性物質の吸着抑制対策」や「鳥獣害被害防止対策」、「避難から帰還しない農家の管理耕作支援事業」などを継続していきたいと考えております。また、畜産業は震災前、34戸が繁殖農家を営んでおりましたが、原子力災害により現在8戸と減っております。震災前までに戻すことは厳しい現状にありますが、今後の畜産振興対策として、従来の「復興推進肉乳用牛導入事業」

を推進し1頭当たり上限30万円の補助金を引き続き交付して参ります。また、福島県の基幹種雄牛しゅくせんゆうに登録された「高百合」は本村で生産された和牛であり、和牛業界において活躍が期待されるエース級の種牛たねうしであります。今後の家畜市場では高値が期待できることから、新年度より「高百合」の種付けに対する補助金を計画しております。今後も商工業及び農業に關しまして、関係者皆様のご意見を賜りながら、本村産業の振興のため支援していく考えでありますので、理解を賜りますようお願い申し上げます。



新妻 幸子 議員

### 質

ふるさと納税について

川内村から業務委託を受けているかわうち特産では、昨年5月にオーストラリアのシドニーで開催されました、ジャパン見本市に参加して川内村をアピールし



て来ました。その結果、昨年の10月に川内高原そばや天日干し梅干しの注文が有り、輸出を致しました。この様に川内村の特産品開発グループは海外からも応援を頂き、風評被害の払しょくや販売促進に努めているところであります。そこで、この開発特産品とふるさと納税返礼品について伺います。

①ふるさと納税の実績とふるさと納税をどの様な考えで行っているのか。

②他町村では、大きな目標を定めて推進しておりますが、川内村の今後の取り組みについて。

③ふるさと納税返礼品に開発特産品を利用する考えがあるか。

**答**

ふるさと納税は、地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対して格差の是正を図るため、平成20年に創設された制度であります。本村では、20年度は3件111万円、21年度は6件98万円、22年度は8件228万円、23年度は15件273

万円、24年度は51件1千543万円、25年度は63件914万円、26年度は72件1千529万円、27年度はまた年度の途中ではありましたが95件1千170万円となっております。金額は多少増減がありますが、件数は右肩上がりとなっております。今までの返礼品は、そばや凍み餅、かわうち味噌、いわなの燻製、かわうち米など川内の特産品としておりました。

本制度に關しまして村は、新たなふるさとづくりに資する取組を行うための費用に充てることとし、ふるさと応援モリタロウ基金を創設いたしました。また、寄附される皆さんの意向を尊重するため事業への使途も指定できるようにいたしております。

次に、今後の取り組みについてであります。各自治体では、ふるさと納税を利用した歳入の増加を見込み、様々な返礼品によって寄附を募るなどしております。特に積極的な自治体では、高額な商品や寄附額に対し返礼割合の高い返礼品を送るなどにより寄附金を増

やしております。これに關して自治体間の競争が激しくなっているとの指摘やその是非について国会でも議論がなされ、昨年4月には、地方税法改正案の成立に伴い、控除枠が拡大されることなどから、寄附を行う人の増加と自治体間の競争の更なる激化が予想され、総務省も自治体に対し「節度」を求めてきております。本村といたしましては、過度な返礼品の競争に乗ることなく、返礼品目当ての一時の寄附者を募るより、毎年寄附をされる固定的な応援者を大切にするとともに長期的に川内を応援してくれるファンを獲得することが大事だと思っております。また、企業や法人から村の先駆的企業などに賛同いただくことも重要であると考えております。今後は、主な返礼品を川内産米や野菜、特産品とし、村が買い上げること、固定的な消費量が確保できることなどから農家等の生産意欲の向上にも繋がり、寄附者と農家等の双方にメリットが出るようにして参ります。更に、特産品や村の情報等も合わせて届けるなど本村に一層愛着を持っていただけるようなアイデアでの競争で増やしていきたいと考えております。

次に、返礼品に開発特産品を利用する考えについてですが、今でも特産品を返礼品としておりますことから、前向きに検討して参ります。



坪井利之 議員

**質**

子供たちが安心して遊べる場所の確保について

子供を育てるうえで一番大切な事は、元氣いっぱい遊ばせる事だと思えますが現在の川内村には、子供を安心して遊ばせる場所が不足していると思われまます。学校が終わって帰宅してからのちょっとした時間などに近所の子供たちが集まって遊べる場所や休日の子供を連れて遊ばせる公園のような施設が各地区に必要不可欠と思われまますが公園などの施設を各地区に整備する考えがあるか。

**答**

議員のご質問のとおり、村にとって子どもたちは村の

7名の議員が村の考えを質す  
**一般質問**

# 一般質問

## 7名の議員が村の考えを質す

宝であり、その健やかな成長を育む生活環境を整えることは重要な課題と認識しております。子どもたちが、遊べる公園のような施設

でありますが、現在は下川内の「諏訪の杜公園」が唯一の公園となっており、数々の遊具を揃え村民の憩いの場となっております。今後村としては、村民の健やかな生活環境を図る施策として景観形成や健康増進のための環境を整備すべく、まず木戸川河川敷を活用した遊歩道等を計画しております。公園につきましては、各地区への整備は財政的に困難な状況ではあります。必要については理解しておりますので、今後検討して参ります。

### 質 多目的屋内運動場の整備について

村民の健康維持と生活環境の維持のために雨や雪が降ってもグラウンドゴルフやゲートボールなどが楽しめる、放射能の汚染を気にしないで子供たちを遊ばせることのできる施設や緊急時の避難場所とし

ても活用できる多目的屋内運動場の整備が各地区に必要なと思われるが村の考えは。

### 答

帰村直後に策定した総合計画においては、大型避難用施設整備の必要性を掲げております。当時の考え方としては、原子力災害を踏まえ、大型避難用施設では、平常時には村民の健康増進を図れる施設も兼ねることを想定しておりました。しかし、除染も終了し、空間線量も低減され、屋外活動の時間制限もなくなり、現在では、保育園児を含め子どもたちは放射線を気にすることなく遊ぶことができる状況になっております。そこで、各地区に多目的屋内運動場の整備であります。先程の各地区に公園をとの答弁同様、各地区への整備については困難な状況ではあります。実現に向けて今後の検討課題と考えております。

### 質

子供たちの教育に関する支援について  
小学校、中学校、高校の子供た

ちに現在どのような教育に関する支援を行っているか、今後どのように支援して行くのか、また避難している子供たちに関する支援はどのように考えているのか。

### 答

子供を育てる上で心配された放射線の影響等については、先ほど村長が答弁したとおりでありますので、私からは保育園の対応や学校が終わってからの対応について申し上げます。まず、幼児の預かりとしては、現在「認定こども園」では標準保育等のほかに、保護者の状況に応じて居残り保育にも対応する制度になっております。また、小学生にあつては、ほとんどの児童が「放課後こども教室」を利用しております。ここでは、指導の先生方から宿題の指導を受けたり、施設の周りを走り回ったり、体育館でのバドミントンなどで楽しく過ごしております。「かわうち興学塾」は、小学3年生から中学3年生までを対象にして、週2回開催しております。さらに、希望者にはピアノ教室も実施しております。休日の過ごし方としては、小学校の保護者からの発案もあつて、体育館を利用したレクリエーションやスポーツを通して親

子ふれあいの機会をつくっておりますので、来年度は村として予算を確保し支援をしていく予定であります。この様なこともあつて、ご指摘の各地区に公園をということについては、村長と同様の認識でおります。

次に、子どもたちの教育に関する支援についてであります。まず、小中学生に共通する支援として、スクールバス送迎、就学支援及びかわうち興学塾とピアノ教室の受講機会の提供とそれらの経費を支援しております。また、小学生のみを対象にした放課後子ども教室も同様に支援しております。

高校生に対する支援については、遠距離通学費と奨学金支払期間延長の支援をしております。今後、どのように支援していくのかということについては、現行の支援策を継続して参りますが、時間の経過とともに子どもたちを取り巻く環境の変化も想定されますので、そのような場合には、状況に応じて柔軟に検討して参りたいと考えております。避難している子どもたちに関する支援をどのように考えているのかということについては、就学支援、奨学金支払期間延長のほか、村の子どもたちと同様

に親子スキースノーボード大会、教育復興Viでの絆づくり事業やマラソン大会への参加機会の提供とそれらの経費を支援しており、今後、環境の変化があれば同様に検討して参りたいと考えております。



井出 茂 議員

**質**

平成28年度当初予算の編成について

村長は初当選から12回の当初予算の編成に携わってきたわけですが、現在とは人口も年齢構成も経済環境もかなり違う中で、さらに国の方針が変化する中で、ある意味で国の方針に翻弄されながらも小さな自治体が生き残りを掛けるといっても言い過ぎではないような環境の中で「小さくともきらりと光る」自治体の構

**答**

予算編成における一貫した理念についてであります。

井上ひさしは、「政治とは、端的に言えば、『国民から集めた税金や国有財産をどう使うか』ということだ」と話しております。極めて分かりやすい言葉だと思っております。また、「入るを量りて

築を目ざしてきたと思います。震災後は少子化、高齢化、過疎化という日本全国の過疎中山間地域が抱える問題と向き合いながら、さらに原発事故によるコミュニティの崩壊と山林など地域資源の喪失と、米や野菜の風評被害の払拭という多重の困難と向きあいながら地域再生を願う行政職員の先頭に立ち日々奮闘されてきたことと思います。村長はじめ行政職員の皆さんに敬意を表したいと思います。

そこで次の点について伺う。

①12回の予算編成において終始一貫した理念。

②平成28年度の予算編成の特筆すべき重点事業は何か？その重点事業に何を期待しているのか。

出ざるを制す」という故事成語があります。これは、財政運営の大原則であります。財源を確保しながら、どこに手厚く、何を我慢し、何を捨てるか、どんな将来を目指すのか。予算の配分は、まさに村の形を具現化するものであり、同時に私の政治姿勢が問われるものと考えております。私が、平成16年に就任以降、財政に余裕があったことは全くなく常にあらゆる財源を探し集めての予算編成でありました。そうした財政運営の中でも、常に一人一人の村民の立場で、すべては村民のために、村民が村で生きる誇りが持てるよう予算編成に取り組んでまいりました。

就任当初、予算のいろはを職員に教えてもらいながらも、住民福祉のため職員の超勤や管理職手当のカットなども行つて参りました。

また、財政調整基金を切り崩しての予算編成も多々ありました。本当に財政的な問題で将来のビジョンを描けないほど悲しいことはありません。その後、長期的な財政シミュレーションを描けたことは、単年度主義の役所的発想から大きな進歩だったと思っております。安易な補助事業が財政悪化を招く最大の要因であり、起債事業に対

する反省も忘れてはいけないと胸に刻んで参りました。

厳しい財政状況の中でも、未来を担う子ども達のため「興学塾」の開校や、全世帯に光ファイバーを設置するなど議会の理解を得て、先駆的な事業にも取り組むことができました。私が議員だった頃と比較して一段と、人口減少、少子高齢化が進んでおりましたが、あの5年前の震災・原発事故により更に加速してしまいました。一貫した理念は変わりませんが、速やかな復旧、復興を図ること、ともすればそれが人口減少、少子高齢化に歯止めをかけることであり、除染、インフラ整備、企業誘致、医師確保、工業団地や商業施設の整備など生活の安定や安心、活方や利便性をもたらす施策を中心に一気に予算を注ぎ込んで参りました。この集中復興期間の5年間の成果が、今後現れるものと確信しております。震災・原発事故からの復興、人口減少・少子高齢化など多くの課題を抱える中、限られた予算の範囲で様々な取組を進めながら復興モデルを創り上げていきたいと存じます。そのことは、今を生きる私たちの未来に対する責任であると考えております。

7名の議員が村の考えを質す

一般質問

# 一般質問

## 7名の議員が村の考えを質す

次に、新年度予算の重点事業及びその効果についてであります。

本村の復興は緒に就いたばかりで、非常に長い期間を要すると推測されますが、「復興・創生期間」となる今後5年間で形づくりをすることが重要となります。村では、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき人口動向を踏まえた地方

版総合戦略の策定が求められ、当該戦略策定委員会を設置、諮問しております。先日、当該戦略策定委員会委員長から「川内村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の答申があり、その戦略に掲げる取組を確実に実行して、人口増加を図り地域を明るく元気にするとともに復興にも繋げて参ります。平成28年度予算に当たっては、帰還促進にも繋がるインフラ整備を継続して実施して参ります。

除染や遊歩道を含む道路、米の備蓄倉庫や工業団地等の整備に取り組み、併せて葬祭場の増設工事を実施し、村民の利便性の向上を図って参ります。また、交流人口の増加を図るため観光施設の整備

も行つて参ります。高塚高原においては、除染も終わり、村の観光復活の象徴でもあるため、早期の整備を行つて参ります。さらに、いわなの郷の整備においては、今後の村の観光の鍵にもなることから、十分に調査検討を行いながら実施して参ります。

新年度事業には、若い世代の可能性を十分に生かすことや村外からの人を呼び込める魅力的な地域にしていくような施策が必要と考え、特に子どもと女性を対象にした施策を推進して参ります。子どもは地域の宝であり、女性は太陽であります。子どもと女性が生き生き活躍できる社会を創造していくことが大切であり、そうした施策を行うことにより子育て世代に好まれる村になることが重要と考えております。そうした考えから、特に、子育て世帯を強力に支援するため、保育園の利用料を無料とすることといたしました。村内に限らず働きたくても働けなかった方が活躍できる基礎づくりに努めて参ります。また、子ども施策に

関しましては、新たな事業として中学生を海外に派遣する交流事業を行います。海外の文化や言語を学ぶことは、生徒達の大きな財産になると考えております。

加えて4月からは室内プールが開設されることから、将来のオリンピック選手がここから輩出されるよう大いに活用していただきたいと思っております。夢を持ち、しなやかな心と強さを持つて川内から世界へ羽ばたく子ども達を積極的に後押しして参ります。女性への施策としましては、村内で活発に活躍できる環境づくりと、特にひとり親世帯の家庭が生きがいを持つて子育てのできる居場所づくりを考え、本村に移り住むための費用助成や雇用の場を確保して参ります。交流人口を増やすことは移住者を掴むきっかけにもなります。出来る限り多く「かわうち」を知ってもらうための情報発信や、女性や子どもに優しい村をアピールして参ります。子育て施策などより良い施策に取り組んで参りますので、是非とも、議員の皆様からも施策の提案やアドバイスを賜りたく、よろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わります。



久保田裕樹 議員

### 質

川内村火葬場使用料助成金交付要綱の見直しについて

震災により、双葉郡内火葬場において火葬を行うことが出来ず、これに対処すべく村長は、川内村火葬場使用料助成金交付要綱を定め、村民の負担軽減を図つて来られたが、助成の対象に、改葬（土葬で葬られた遺骨を他所及び納骨式のお墓に入れる際の火葬）が対象となつておらず、震災で損なわれたお墓の改装に伴い、納骨式のお墓への移行が進む現在、助成対象を見直す必要があると考えるが、村の考えは。

### 答

川内村火葬場使用料助成金交付要綱の見直しについてであります。

この助成については、平成23年の原発事故等に伴い川内村から避難し、その避難の途中や避難時において亡くなられた場合に、平

成23年の9月末まで、斎場使用料などについて災害救助法により県から補助されておりましたが、10月以降は県の補助がなくなつたことから、住民の負担を考慮し、本要綱を制定し、震災前の双葉地方広域市町村圏組合の使用料金と実際の斎場使用料との差額を支給するものであります。例えば、田村市の斎場を利用した場合、田村市以外の住民の使用料6万5千円と震災前の双葉地方広域圏組合の斎場使用料1万5千円の差額5万円を村が助成しております。その助成額については、平成23年から今年度までの5ヶ年で、村全体で167件、金額で778万5千円となつております。今回、ご指摘の改葬時の斎場使用料については、ご質問のとおり現在の要綱では助成の対象にはなつておりません。

双葉地方広域圏組合の場合、改葬時の料金については3千円であり、改葬時の火葬費用の差額が大ききことから、議員ご指摘のとおり交付要綱の一部を改正した上で、平成28年度から助成したいと考え

ております。

以上で久保田議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。



志田 篤 議員

**質**

村長の政治姿勢、教育長の基本認識について

日本は法治国家であります。それぞれの立場で仕事を進める上で憲法は指針となるものである。憲法9条を含む現存の憲法を順守するのか、又、この憲法に私心があるとするれば併せて伺う。

**答**

(村長答弁)

戦後の日本が、今日の平和と繁栄を築くことができたのは、国民のたゆまぬ努力と、「平和主義」、「国民主権」、「基本的人権の

尊重」の3つの原則を掲げた憲法が国民の精神的拠り所となつるともに、平和を希求する国家として世界からの信任を得たことが大きかつたためであると認識しており、当然遵守すべきものと思つております。また、特に憲法第9条は平和憲法を称する重要な条項であると認識しております。(外交、防衛など国の専管事項ではありません) 今般の安全保障法制については、非常に重要な案件であり、国においては、主権者たる国民の理解が十分図られるよう進めるべきであると考えております。

**答**

(川内村選挙管理委員会書記長答弁)

周知を含めた選挙管理委員会の取り組みを伺う。

公職選挙法が昨年6月に改正されたことを受け、今夏の参議院選挙より18歳以上の男女が投票できることとなりました。その背景には国際的に約190の国・地域のうち9割が18歳以上となっていることや、日本の将来を背負う若い世代の意見を、政治に取り入れていくため制度改正がなされました。ご質問のあつた該当者数であります。参議院選挙時の予定有権者の数は25名であり、全有権者数の1%を占める予定であります。また、周知の取り組みであります。川内村選挙管理委員会においても、この制度改正を受け、パンフレットの配布、広報誌やホームページ、フェイスブック等の媒体を使い、家族を含め広く村民に対し周知徹底を図る予定であります。本村には、高等学校がないことから中学校の協力を得ながら当該制度について、授業に取り入れていただく、生徒会選挙での模擬選挙等を実施していただくなど、広く啓発を図って参る考えであります。

**質**

選挙管理委員会委員長の基本認識について

今夏の参院選挙から、18歳から選挙権が与えられると聞いておりますが、本村における該当者数、又、

7名の議員が村の考えを質す  
**一般質問**

# 一般質問

## 7名の議員が村の考えを質す

### 質 教育長の基本姿勢について

①原発事故による子供の減少は、教育現場にもさまざまな影響を及ぼしていると考えます。新聞等で熟による学力向上の取り組みを紹介されるなど努力の姿勢が見られますが、少数教育のメリット、デメリット、併せて今回使用可能になる温水プールにての教育等、今後の教育現場の方針を伺う。

②子供の減少は学校維持の観点からも原発事故の影響からしても深刻な問題です。また、川内村の出生率からしても改善は難しいと思います。この事について教育委員会として対策がもしあるとすれば伺います。

**答** ①第一点目の少人数教育のメリットとデメリット、温水プールでの教育方針についてであり、まず少人数教育のメリットとして、児童理解と生徒指導の充実が図れること、個々の学力に応じたきめ細かな指導ができること、学年を越えた連帯意識を醸

成することができると、全員に主役の機会を提供できることがございます。一方、少人数教育のデメリットについては、交友関係が固定化されやすい傾向になること、コミュニケーション能力が高まりにくい状況になりやすいこと、クラブ部活動が制限されること等があげられます。次に、室内型村民プールを活用した教育については、保育園では、幼児水泳教室を月1回開催（保護者同伴）する予定であります。小学校では、各学年年間10〜15時間の水泳授業があつて、第一義的には小学校プールを使用しますが、水温が40℃以上の基準を満たさない場合には室内型村民プールを活用・川内・葛尾・富岡小学校の合同水泳記録会の開催を計画しております。中学校では、各学年年間10時間の水泳授業（体育授業105時間中）、今後、部活動での活用計画も可能になります。保小・中の共通事項として、各水泳教室への参加（任意）機会の提供等を考えております。

②ご指摘のとおり学校をはじめとして村を維持していくためにも大変重要な課題と認識しております。被災時には、保育園に63名、小学校に114名、中学校に55名が在籍していたものが、平成23年4月に避難先（郡山市）で開校したときには小学生50名、中学生26名と就学対象者の36%に減少し、さらに平成24年4月に村に戻って再開したときには、保育園児8名、小学生16名、中学生14名と対象者の16%という状況でありました。その後、徐々にではありますが帰村者の増加や新規転入者もあつて、平成28年度は現時点で保育園児20名、小学生34名、中学生14名でスタートする予定で、ここ数年は微増の状態にあります。この間、子どもたちの帰還を加速させ、さらには戻った子どもたちの教育充実のためにも、村ならではの教育施策として興学塾の再開、就学支援や北の大地で夏学校、放課後子ども教室、ピアノ音楽教室、復興子ども教室やふるさと創造学、学校支援地域本部の設置、外国語・異文化体験充実事業、総合学力調査等を新たに実施し、さらに平成28年度はグローバル人材育成推進事業や第26回日米草の根交流サミツ

ト2016派遣事業等を計画して、教育の魅力化に取り組んでいるところであります。一方で、教育施策は結果が出るまでには相応の時間がかかることもあつて、これら施策による効果を検証できるまでには至っておりませんが、この子どもたちが村で教育を受けて良かったと思えるような施策を実践して、村へのアイデンティティを醸成しつつ村の後継人材や国内外で活躍できる人材を育成して参りたく思っております。

我が国が人口減少時代を迎える中、村の子ども人口を減少させない対策については、教育はもちろんのこと産業、経済、福祉等の総合的施策を併せて推進していく必要があると考えております。引き続き、ご指導とご支援をよろしくお願いいたします。

### 質

村長の原発事故、損害賠償についての基本認識、政治姿勢について

①遠藤村長は前回の選挙で賠償問題はしっかりとやりますと、公約に近い演説を行いました。約束を守れましたか。また、賠償は村の分を含めてどうあるべきか、所見を伺う。

②原発事故による損害賠償に賠償格差があると認識されますか。また、解消も含めてどうあるべきか所見を伺う。

③原発事故損害賠償の解決方法としてADRがありますが、このADRにたいしての認識と解決にむけてどうあるべきか、所見を伺う。

④遠藤村長は前回の議会で4月の村長選の出馬を表明されました。ご期待申しあげますが、一方で4期16年は多選ではないのかと考えますが、多選に対する認識と、今後、川内村の政治はどうあるべきか、所見を伺う。

## 答

①議員のおっしゃるとおり、私は前回の村長選挙において、「精神的損害・避難経費・不動産損害等の賠償継続要求」等を選挙公約に掲げ、村民の皆様のご支援を受けて当選させていたいただきました。本件に関しまして、東京電力幹部との直接の面談時や、国や与党幹部、県を訪問しての要望活動、また、県や市町村等関係団体で構成される原子力損害対策協

議会の活動を通して、機会ある毎に東京電力へ賠償の継続を要求して参りました。東京電力が、原子力損害賠償紛争審査会が定めた「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を超えての賠償には応じないことから、次は、原子力損害賠償紛争審査会に対し、基準の見直しを要望して参りました。平成26年9月24日には、原子力損害賠償紛争審査会の能見会長に対して、「川内村全域における旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点における賠償基準の見直し（中間指針の見直し）について」と題した要望書を提出し、1. 精神的賠償の適用、2. 不動産を含めた財物賠償の適用、3. 行政への賠償、4. その他の原子力損害賠償に関する事項の適用の4項目について、原子力損害賠償審査会における現行の賠償基準の見直しを強く要求いたしました。具体的な要求内容については、

「1. 「精神的賠償」については、

原発事故は、人の心身状態、家族構成、人が生活する環境（地域コミュニティを含む）を大きく破壊し、財物の資産価値の減少・損失と甚大な被害をもたらしたため、賠償行為は、福島第一原子力発電所からの距離による賠償事由ではなく、村民の生活現状を踏まえた人に寄り添った賠償とすることを要求いたしました。

「2. 不動産を含めた財物賠償の適用」についても、放射性物資に汚染された事実は、距離による賠償基準には到底納得できるものではなく、実際、農地での農作物栽培においても、不安を持ち被ばくしながらの農作業を余儀なくされ、住宅に住み続けることも村民が望む完全な除染を行うことも叶わず、村民の要望には応えられていないことを訴えました。

「3. 行政への賠償」については、川内村は多くの村有林を所有し、行政運営を成す財源確保の一助を有していましたが、原発事故により資産価値の減少、資産価値を保つための手入れもできない状況となり、多大な損害を受けている現状を訴えました。このように財産の価値が失われたことは、距離に関わらず、現実の出来事であり、

これらも含めて、原発事故がもたらした多くの事実を直視していただき、距離（区域）による賠償行為を再考し、賠償基準の見直しを強く要求いたしました。

こうした要望の成果として、20キロ圏外に係る立木賠償や、解除された区域への早期帰還賠償、平成30年3月までの精神的損害賠償の延長等が認められました。また、村行政分の避難に伴う経費や原子力事故に関連する諸々の費用に対して賠償は請求するなど、私は、必要な賠償については、賠償されるべきと考えております。

②先ほど6番井出議員への答弁において申し上げましたとおり、昨年5月の与党からの復興加速化に向けた第5次提言を受け、20キロ圏の内外で賠償の住民格差がさらに拡大することによって、区域も住民の心も分断され、コミュニティの崩壊がさらに進むとの懸念があり、私としても格差はあると認識しております。このため、村では、賠償の格差是正、帰還促進生活支援という三つの目的を達成するために、村の単独財源により、平成26年から20キロ圏外の村民を対象に、一人につき10万円の地域振興券を発行しました。さら

## 7名の議員が村の考えを質す

# 一般質問

# 一般質問

## 7名の議員が村の考えを質す

に、2年未満で帰還した世帯への引越し支援も村単独事業で進めております。また、これまで私も村議会も国、県及び関係機関に対して、20キ口圏内外の格差が埋まるような生活支援制度の創設や村が帰村への取組に要した費用の財政支援、併せて解除に伴い帰村した住民への新たな生活支援を強く要望してまいりました。

これらの我々の要望活動の甲斐もあり、国や県において、住民の早期帰還や生活再建、事業者の事業再開などに必要な財源措置を確保していただくことができたと考えております。これらの財源の使い方につきましては、議会ともよく相談しながら、格差是正にも有効かつ適切に活用していきたいと考えております。

③ADRにおける和解仲介につきまして、東京電力の基準によつて示された賠償金額では合意できない場合や賠償されない場合などにおいて、裁判よりも簡便かつ柔軟な手続により、被害者それぞれの個別の事情を踏まえた和解案

が中立公正な立場の仲介委員によつて提示されるものと認識しております。そのためADRによる和解仲介は原子力損害の賠償に係る紛争の円滑な解決に極めて重要であることから、引き続き、東京電力に対し、原発事故の原因者としての自覚を持ち、積極的に和解案を受け入れるよう、県や市町村等関係団体で構成される原子力損害対策協議会の活動等を通して、東京電力に要求するとともに、国の指導の強化を求めて参ります。

④私の多選についての考え方につきましては、権力の座に長くどまることによる独裁化や腐敗など弊害も大きいものと感じております。しかし、常に自らを厳しく律し、高い倫理観を持つて村政に全力で取り組むとともに、透明性を保つため情報を公開することにより、そうした弊害は生じないものと考えております。本件は首長自らが判断するとともに、首長の多選も含め地域のことはそこに暮らす皆さんが自らの責任において決めることが地方自治の基本的な

考え方であり、そのことが地方の自立的な発展へ繋がっていくものと考えております。また、今後の村政にあつては、村民の皆さんの負託に応えられるよう、清廉で公正、そして、村民と一緒に地域の課題解決に取り組み、懇談会などを通し直接意見を伺うなどとして、村民の生の声が十分に反映できる村政運営に努めて参ります。

再び本村が活気に満ちた、安全・安心に暮らせる、思いやりにあふれる川内村を築いて参る考えでございます。



松本勝夫 議員

### 質

村長の政治姿勢について  
今まで経験したことのない原発事故に関わる処理対応など、今日まで実施してきた基本的な政治姿勢とこれから継続される復興・再生にどのような政治姿勢で臨まれるのか伺う。

### 答

問もなく5度目の3月11日を迎えます。除染や賠償など原子力災害特有の影響が本村には色濃く残つており、いまだ復興は途上にあります。この間、徹底した除染、総合計画及び復興計画の策定、営農再開、インフラの整備など元の村に戻すための施策を行つて参りました。また、人口の減少や少子高齢化が急速に進む厳しい社会情勢の中での村政運営ではございましたが、企業誘致による雇用の確保、医師確保及び診療科目の増による医療体制の強化、福祉施設の開設などを初めとする生活の安定や安心、活力をもたらし、す施策も着実に進めて参ることができました。改めて村議会及び村民の皆さんに感謝を申し上げる次第でございます。しかし、村に戻られた方々や避難されている方々の生活再建や、帰還促進に向けた環境づくりを始め、森林除染や仮置き場、損害賠償など時間の経過とともに複雑化した課題に対しても立ちどまることなく全力で取り組んで参ります。





## 議員発議による提言書の提出

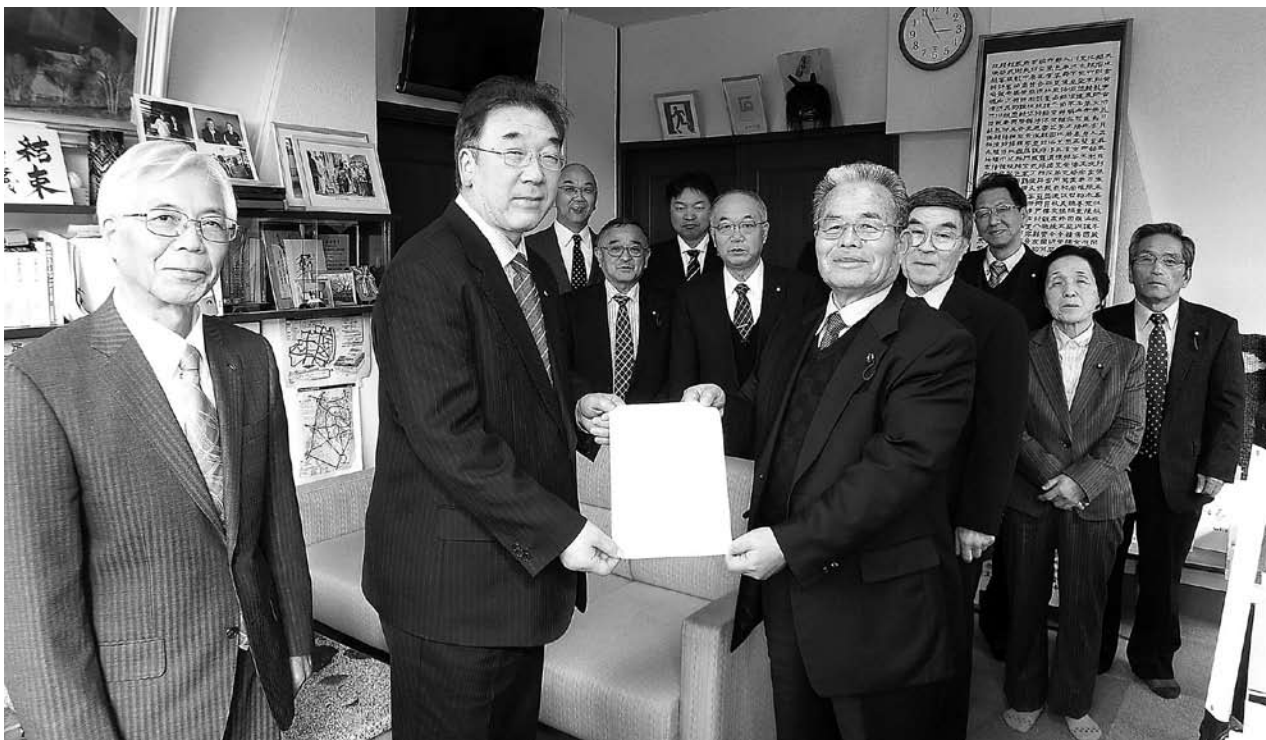
◎ 議員発議による提言書(議員発議第1号)が提出された。

「東京電力社員や廃炉関連企業等の社宅等建設誘致について」

提出者 川内村議会議員 井出 茂

賛成者 川内村議会議員 井出剛弘

3月10日の本会議で審議・可決し、3月15日村長に提出しました。



3月15日村長室にて

## 専決処分の報告3件、 平成27年度一般会計補正予算、 物品購入契約締結の2議案が可決成立

平成28年第1回臨時会  
1月28日開催

平成28年第1回議会臨時会は、1月28日開催された。今臨時会では、工事請負変更契約の専決処分報告3件、平成27年度一般会計補正予算1件・物品購入契約締結承認議案1件が審議され、原案どおり可決成立した。

◆ 専決処分の報告  
(村道維持工事変更契約 村道宇津川糠塚手古岡線)

◆ 専決処分の報告(村道維持工事変更契約 村道熊越田ノ入線)

◆ 専決処分の報告(村道維持工事変更契約 村道十八窪大滝根線)

◆ 平成27年度川内村一般会計補正予算

既定の歳入歳出予算の総額に5,410万円9千円を増額し、予算の総額を114億7,024万2千円とした。

◆ 物品購入契約の締結(村民プール施設物品購入)

可決された主な議案

